

### 第3項 最終年度の翌年度の実績評価

---

#### 1 実績評価

##### 実施時期

県は法第12条により、計画期間終了の翌年度である平成25年度に目標の達成状況を中心とした実績評価を行い、その結果を公表します。

##### 評価の内容

評価に際しては、次の項目について分析を行います。

計画に定めた「施策の取組状況」

計画に定めた「目標値の達成状況」

「施策の取組状況」と「目標値の達成状況」との因果関係

#### 2 全国計画の実績評価

国は全国計画の計画期間終了の翌年度である平成25年度に、全国計画に掲げる目標の達成状況及び施策の実施状況に関する調査及び分析を行い、全国計画の実績に関する評価を行います。

各都道府県と行う都道府県医療費適正化計画の実績評価、及びそれまでの全国レベルでの評価等を踏まえて、国全体としての実績評価を行うこととなります。